令和5年度野菜種子安定供給緊急対策事業(3次公募)に係る公募要領

#### 第1 総則

食料安全保障確立対策事業のうち野菜種子安定供給緊急対策事業(3次公募) に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

## 第2 趣旨

我が国の食料安全保障には、農産物生産の根幹である種苗の安定供給が重要です。また、活動的で健康的な生活の実現には、栄養ある食料の供給が不可欠であることから、指定野菜(野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第2条に規定する指定野菜をいう。)、特定野菜(野菜生産出荷安定法施行規則(昭和41年農林省令第36号)第8条第1項に規定する特定野菜をいう。)を中心に、国内で生産性の高い高品質な野菜の品種の種子を確保していくことが、極めて重要です。

我が国の野菜種子は、我が国の種苗会社が、良質な種子生産、リスク分散等の 観点から我が国及び南半球を含め複数国で生産し、約9割を輸入、約1割を国内 生産するとともに、約1年分を国内で備蓄することで安定供給を確保してきました。

一方、近年は、気候変動や人口増大による食料生産との競合等により、国外採種適地における各国種苗会社との競合及び競争が激化するとともに、採種国における人件費の高騰、生産及び物流コストの上昇や国際情勢の悪化等から、海外生産を取り巻く状況は激しさを増しています。また、国内においては、採種農家の高齢化等により、そもそもの国内採種の存続自体を懸念する声もあります。

さらに、直近では主要な採種地であるチリで大洪水、イタリアで大規模な干ばつが発生し、国内においては猛暑による野菜の生育不足が発生するなど、野菜種子の安定供給を脅かす程度の異常気象も発生しております。

このため、厳しい環境の中、世界各地に分散した生産によりリスク回避できる 生産・供給構造をより盤石にするため、本事業により、野菜種子の安定供給に資す る施策を総合的に推進することとするものです。

## 第3 事業内容

- 1 海外採種地調査等事業
- (1)海外採種地調查

海外における野菜種子の生産を安定的に行うため、海外の新たな採種地の現地 調査を行います。

(2)海外採種地栽培適正試験

海外における野菜種子の生産を安定的に行うため、海外の新たな採種地の候補 地において、採種に係る栽培適性試験を行います。

- 2 国内採種技術等開発・実証事業
- (1) 国内採種地調査

国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内の新たな採種地の現地調査を行います。

(2) 国内採種地栽培適正試験

国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内の新たな採種地の候補

地において、採種に係る栽培適性試験を行います。

(3) 国内採種技術開発・実証

国内における野菜種子の生産を安定的に行うため、国内において、効率的な種子生産や採種技術等の開発・実証を行うほか、新規で採種に取り組む生産者への研修を行います。

(4) 国内種子保管技術開発·実証

野菜種子を国内へ安定的に供給するため、国内において効率的な種子保管技術 や種子伝染性病害の防除技術等の開発・実証を行います。

## 第4 応募団体の要件

本事業に応募することができる団体は、農業者、農業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、株式会社(ただし、株主資本の割合が日本国内に住所又は居所を有する者が50パーセント以上の株式会社に限る。)、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、特殊法人、認可法人、社会福祉法人又は独立行政法人若しくは法人格を有しない団体のうち輸出・国際局長が特に必要と認める団体のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その利用 を制限せず、公益の利用に供することを認めること。ただし、対外秘の内容を除 く。
- 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、 責任を負うことができる団体であること。
- 5 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をい う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与 している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない こと。

#### 第5 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、本事業に直接必要な別表2の第2欄に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとします。

なお、各経費の内訳等については、別表1に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、 実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の 結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要額に補助事業に要する人件費(補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当)を計上する場合には、「補助事業等の実施に要

する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

## 第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した 者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費 以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。)
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要 した経費であることを証明できない経費

## 第7 補助金額及び補助率

補助金の額は、2千万円以内とし、この範囲内で事業の実施に必要となる経費 (第3の2(3)国内採種技術開発・実証のうち、生産資材に係る経費の1/2 以内、その他を定額)を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある ほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要 となるときがあるので留意してください(第13の5を参照)。

また、令和5年11月28日から同年12月18日に行った公募に応募した者又は令和6年2月1日から同年2月15日に行った公募に応募した者であって、上記補助金額の上限額である2千万円に割当内示額が達していない者は、既に提出した第9の応募書類を見え消し修正する形で応募することができます。この場合において、別紙様式3の8添付書類に規定する直近3カ年の決算報告書は再度添付する必要はありません。

#### 第8 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

#### 第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類(以下「課題提案書等」という。)は、次のとおりとします。

(1) 事業に係る課題提案書(別紙様式1)

提案の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲 に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

- ① 応募者に関する事項(別紙様式2)
- ② 取組内容に関する事項 (別紙様式3)
- ③ 経費内訳書(補助事業等を実施するために必要な全ての経費の額(消費税等を含む。)を記載した内訳書)(別紙様式4)
- (2) 応募者の概要(団体概要等) が分かる資料(パンフレット等)
  - ① 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴(沿革)及び直前3か年分の決算(事業)報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
  - ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算(事業)報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
  - ③ 応募者が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概要(別 紙様式5)

ただし、①又は②に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料 を提出してください。

- (3) 自己ポイント算出表
- 2 課題提案書等の提出期限及び提出先 課題提案書等の提出期限及び提出先については、公示のとおりです。
- 3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項
- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、電子メールによる提出のみとします。
- (7) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しません ので、御了承ください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査 以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

## 第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当 課等において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、輸出・国際局長が 別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づ き審査を行い、事業実施主体となり得る候補(以下「補助金交付候補者」という。) を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、 必要に応じて問い合わせをいたします。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審

査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された申請書類について事前整理を行います。また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります(課題提案会は、非公開といたします。また、特段の事由なく課題提案会に出席されなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。旅費は、提案者が負担してください。)。課題提案会には、外部有識者が加わることがあります。

(3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内に おいて、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに 行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

- 3 審査の基準
- (1)事業実施主体の適格性については、次の項目について審査するものとします。 なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第17 条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当 該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等について は、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するも のとします。
  - ① 実施体制の適格性
  - ② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等
- (2) 事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。
  - ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
  - ② 実施方法の効率性
  - ③ 経費配分の適正性
- (3) 事業の効果については、次の項目について審査するものとします。
  - ① 期待される成果
  - ② 費用対効果
- (4) 行政施策等との関連性

事業実施者単体ではなく、国内採種農家集落団体・農協と連携して取り組む場合や国内採種地の地元自治体と連携(実施体制に参画)している場合には、審査において特に考慮されます。

#### 4 審査結果の通知

- (1)輸出・国際局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者 を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の 応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ事業担当課 を通じて通知します。
- (2)審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。
- (3) 補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。

(4) 選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。

また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、審査委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお 問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、野菜種子安定供給緊急対策事業補助金交付等要綱(以下「要綱」という。)に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書(以下「申請書」という。)を事業担当課に提出していただきます。申請書を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことが あります。

#### 第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業(農林水産省又は他省庁等の補助事業等)への申請を行っている場合には、申請段階(補助金交付候補者として選定されていない段階)で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

## 第13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

#### 1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、 事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、 計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に 行ってください。

## 2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を

行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

- (3) 事業実施主体は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、 額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後1か月を目処に請求元 の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合には、その旨 を交付決定者に報告すること。
- (4) 事業実施主体は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請 に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類 (借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの) を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変 更に伴う対応方針について報告すること。

事業実施主体が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第10条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、交付決定者は、事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

(5) 事業実施主体は、機械・設備等の導入に当たっては、事業実施期間内に稼働 試験及びそれに伴う調整を終了させること。事業実施期間内に稼働試験及びそ れに伴う調整が終了しないことが確実となった場合には、交付決定者に申し出 ること。

#### 3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産(以下「取得財産」という。)の所有権は、事業実施主体に帰属します(事業実施主体の代表者には、 帰属しません。)。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間(以下「処分制限期間」という。)においては、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません(他の用途での使用等はできません。)。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

## 4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

(1)本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、 その都度遅滞なく地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が北海道に所在 する場合にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄 総合事務局長、その他の都府県に所在する場合にあっては主たる事務所の所在 地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。) に報告すること。

- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の 一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事 業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等と協 議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の 取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していた だくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

#### 第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利

益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)補助事業者の関係会社(補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条の 親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である 場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)
- 2 利益等排除の方法
- (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

#### 第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ(ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html)に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

別表1

別表 I 費用	経費の内容等
旅費	現地調査・指導、会議等の実施に当たり、職員、委員、講師、研
	修参加者等に支払われる旅費(補助事業者の定める旅費規程に準
	じ、定めのない場合は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25
	年法律第114号)を適用する。現地で移動するためのタクシー、トゥ
	クトゥク、借上げ自動車(運転手日当を含む。)等に要する経費を
	含む。)とする。
謝金	専門的知識の提供、資料の収集、技術習得に係る研修への参加等
	について、協力を得た者への謝礼に係る経費とする。なお、謝金の
	単価は、事業実施主体の内部規定によることとする。
賃金	資料の整理、播種等の農作業等について、臨時に雇用した者に対
	して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)とする。なお、賃
	金の単価は、事業実施主体の内部規定によることとする。
人件費	事業を直接実施する職員に対して支払う実働に応じた対価とし、
	額の算定方法については、補助事業等の実施に要する人件費の算定
	等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産
	省大臣官房経理課長通知)によることとする。
基盤整備費	ほ場の整備について、ブルドーザー等を使用した土壌基盤、灌漑
	・暗渠排水等のほ場基盤整備に必要な経費(ブルドーザーの運搬費
r thank it the	用を含む。)とする。
土壤改良材費	ほ場の土壌改良について、土壌改良材の投入等に係る経費とす
mmyol #	る。 - 大四: - ハエ - ハエ - ハ - フ
肥料費	施肥に必要な経費とする。
農薬費	農薬散布や種子消毒等に必要な経費とする。
試薬費	土壌分析や種子の成分分析等に必要な試薬の調達に係る経費と
/出 口 #L	する。
備品費	固定資産に該当しない備品の調達に係る経費とする。
消耗品費	文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材等の調達に係る経費とす
印刷製本費	る。
通信運搬費	文書、図面、マニュアル、報告書等の作成に係る経費とする。 郵便料、インターネット使用量、海外SIMカード、諸物品の運搬等
<b>世</b>	の支払いに係る経費とする。
	資材、器具・機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用等に係
借料	る経費とする。
翻訳料	資料の翻訳に係る経費とする。
通訳料	通訳(現地ガイドを含む。)の請負に係る経費とする。
委託料	ほ場管理・採種等に要する委託に係る経費とする。 に場管理・採種等に要する委託に係る経費とする。
生産資材費	ビニールハウス、マルチ、アグリシート、誘因テープ、種苗代等
工件具的具	の採種に必要な生産資材に係る経費とする。
情報発信費	デザイン料、出演料、印刷費、ホームページ等作成費、広告料等
	の情報発信に係る経費とする。
その他必要な	上記以外に事業を実施するために必要なその他の経費とする。
しい世紀女は	エ胆グ/Tにま木と大心! ひたりに女女(V/世V/性具し)句。

経費	

別表 2	
第1	第 2
事業内容	補助対象経費
1 海外採種地等調査事業	
(1)海外採種地調査	旅費、人件費、賃金、試薬費、消
海外における野菜種子の生産を安定的	耗品費、通信運搬費、使用料及び
に行うため、海外の新たな採種地の現地調	賃貸料、翻訳料、通訳料及びその
査を行います。	他必要な経費
(2)海外採種地栽培適正試験	
海外における野菜種子の生産を安定的	旅費、人件費、賃金、基盤整備費、
に行うため、海外の新たな採種地の候補地	土壤改良材費、肥料費、農薬費、
において、採種に係る栽培適性試験を行い	試薬費、消耗品費、通信運搬費、
ます。	使用料及び賃貸料、翻訳料、通訳
	料、委託料及びその他必要な経費
2 国内採種技術等開発・実証事業	
(1) 国内採種地等調査事業	
① 国内採種地調査	旅費、人件費、賃金、試薬費、消
国内における野菜種子の生産を安定	耗品費、通信運搬費、使用料及び
的に行うため、国内の新たな採種地の現	賃貸料、翻訳料、通訳料及びその
地調査を行います。	他必要な経費
② 国内採種地栽培適正試験	
国内における野菜種子の生産を安定	旅費、人件費、賃金、土壌改良材
的に行うため、国内の新たな採種地の候	費、肥料費、農薬費、試薬費、消
補地において、採種に係る栽培適性試験	耗品費、通信運搬費、使用料及び
を行います。	賃貸料、委託料及びその他必要な
	経費
(2) 国内採種技術開発・実証	
国内における野菜種子の生産を安定的	①開発・実証等
に行うため、国内において、効率的な種子	旅費、謝金、人件費、賃金、基盤整
生産や採種技術等の開発・実証を行うほか、	備費、土壌改良材費、肥料費、農
新規で採種に取り組む生産者への研修を行	薬費、試薬費、備品費、消耗品費、
います。	印刷製本費、通信運搬費、使用料
	及び賃借料(②の機器を除く。)、
	委託料及びその他必要な経費
	②生産資材
	生産資材費、使用料及び賃借料(効
	率的な採種等に必要な機器(自動
	温度調整、自動照明・日長調整に
	必要なIoT機器等)に限る。)及び
	その他必要な経費
(3) 国内種子保管技術開発·実証	
野菜種子を国内へ安定的に供給するた	旅費、謝金、人件費、賃金、農薬
め、国内において効率的な種子保管技術や	費、試薬費、消耗品費、通信運搬

種子伝染性病害の防除技術等の開発・実証を行います。

費、使用料及び賃借料、翻訳料、 通訳料、委託料及びその他必要な 経費

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 殿

(応募者) 名 称 代表者職名 代表者氏名

令和5年度野菜種子安定供給緊急対策事業に係る課題提案書

令和5年度野菜種子安定供給緊急対策事業に係る課題提案書を別添のとおり関係書類を添えて提出します。

受付番号	

# 課題提案書(応募者に関する事項)

事業	名 令和5年度野	茅菜種子安定供給緊急対策事業
	団体名	
75. 事	氏名(ふりがな)	
及事び業	所属(部署名等)	
び連絡先	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX番号
	E-mail	
及経	氏名(ふりがな)	
び理	所属(部署名等)	
連 担	役職	
び連絡先担担当	所在地	
者	電話番号	
	1	
団体概	要	
※団体	ホームページのURI	Lを記載してください。
ht	tps:www.***	
※上記	ホームページに以	下の情報が記載されている場合は☑をお願いします。
	業務(事業)内	容
	財務状況	
事業担	当者の業績等	
※事業	担当者全員の業績	を事業担当者ごとに具体的に記載してください。
1.農	林太郎(所属・役)	職)
2. 農	林花子(所属・役)	職)
重複申	請の有無 有・無	
※有の	場合は、申請中の	応募事業名及び事業概要を記載してください。
今年	度既に採択が決定	及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要
を記載	してください。	
過去	3年以内における	補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びそ
の概要	※該当する場合は	、当該取消を受けた日を記載してください。

※必要に応じ、関係資料を添付してください。

## 課題提案書(取組内容に関する事項)

#### 1 現状と課題

## <記載例>

弊社では、下表のとおり国内向け野菜種子を北半球・南半球に分散して生産・供給しているところ、近年の地球規模での温暖化、異常気象による大洪水や大規模な干ばつなど、野菜種子の国内への安定供給に将来の不確実性が高まってきている。

また、海外の既存の採種地は、最低受託面積が1haとなっているところが多く、日本品種のように小ロット多品種はコスト高となる上、食料生産との競合や燃料・物流コスト・労働賃金の上昇により海外での採種を取り巻く環境は厳しさを増している。さらに国内採種では採種農家の高齢化等により採種技術の伝承や後継者、採種地の確保が厳しく、良質な野菜種子を我が国の農業者へ合理的な価格で安定的に供給することが厳しくなってきている状況である。

このため、海外の採種地については小ロットでも受託してくれる新たな採種地 の確保を行うとともに、国内での採種農家を育成していく必要がある。

直近の採種状況								
	米国	イタリア	デンマーク		その他	日本	合計	
キャベツ							0	
ダイコン ニンジン							0	
ニンジン							0	
							0	
							0	
							0	
							0	
その他							0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	

- (注1) 直近の状況について記載すること。
- (注2) 上表に入らない場合は、別途エクセル表を提出すること。
- (注3)全体の10%以下はその他に集約してもよい。
- ※ 上記の内容は外部に一切出しません。

#### 2 事業の目的(成果目標)

目標年度 令和○年度

#### <記載例>

海外の採種地については、現状上記の採種状況で○haにて採種しているところ、ニンジンは○○国、ダイコンは△△国・・・・を念頭にし、○○国では○ha、△△国では△ha・・・計◎haの採種農地を新たに確保する予定。これにより、当社の海外採種面積が○%以上増加し、野菜種子取扱量の○%が安定的に供給できる

こととなる。

国内の採種については、現状上記の採種状況で〇haにて採種しているところ、 効率的な採種技術の移転を目的とした新たに採種に取り組む農家集落〇名の研修 を行うとともに、〇〇大学と連携した新たな採種技術を開発・実証する予定。こ れにより、ミズナ、ゴボウ、タマネギの採種が新たに可能となり、採種農家計〇 名〇haを新たな国内採種農地として確保することにより、当社の国内採種面積が 〇%以上増加し、野菜種子取扱量の〇%が国内生産として安定的に供給できるこ ととなる。

(注) 当該事業を実施することにより得られる成果目標を具体的かつ定量的に自己 ポイント算出表と整合するように記載すること。

## 費用対効果係数〇〇〇〇. 〇〇

(別途添付する野菜種子安定供給緊急対策事業 自己ポイント算出表の費用対効果 係数)

#### 3 実施体制

事業実施体制を図示して	ください。また、連携又は委託を行う団体や全体統制を
行う地方公共団体等があ	る場合には、その名称、概要及び事務処理体系について
も記載してください。	
協力・連携機関	協力・連携内容
(協力・連携機関の名称	
及び窓口担当者の部署、	
氏名、電話番号を記載)	

#### 4 実施内容

(1)海外採種地等調查事業

①海外採種地調査

調査国・地域	実施時期 対象品目	調査内容	備考
--------	-----------	------	----

			T			
②海外採種地栽	1	1	T	ı		
実施国・地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的	的な取組内容	備考
(2) 国内採種技	術等開発・	実証事業				
①国内採種地等	調査事業					
ア国内採種地	調査	_	1			
調査地域	実施時期	対象品目		調査内	容	備考
イ国内採種地	栽培適正試	.験				
実施地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的	内な取組内容	備考
②国内採種技術	等開発・実	証				
実施地域	実施時期	対象品目	実施面積	具体的	りな取組内容	備考
			-			•
③国内種子保管	技術等開発	・実証				
実施地域	実施時期	対象品目		開発・実調	正内容	備考
		•	II.			<u> </u>
5 機器等導入(	(レンタル・	リースに限	とる。) 計画の	及び内容		
機器名	型式等			・設置	使用目的・	備考
				場所	用途	-
		1 1	I		1	

# 6 経費の配分及び負担区分

				(単位:千円)
区分	補助事業に要 する経費 (A)+(B)	負担 国庫補助金 (A)	区分 事業実施主体 (B)	備考
1 海外採種地等調査事業				
(1)海外採種地調査				
(2)海外採種地栽培適正試験				
2 国内採種技術等開発・実証 事業				
(1)国内採種地等調査事業				
①国内採種地調査				
②国内採種地栽培適正試験				
(2)国内採種技術開発・実証				
①開発・実証等				
②生産資材				
(3)国内種子保管技術開発・実 証				
合 計				減額した金額 ○○円

(注1) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○ 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合に は「含税額」を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- □ 免税事業者
- □ 簡易課税制度の適用を受ける者
- □ 地方公共団体の一般会計
- □ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- (注2) 他社に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

## 7 事業成果・効果の検証方法

※3で設定した事業の目的(成果目標)の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後で比較し、検証するとともに改善するPDCAサイクルの方法を記載してください。

## 8 添付書類

- ・野菜種子安定供給緊急対策事業 自己ポイント算出表
- ・直近3カ年の決算報告書

## 別紙様式4

経費内訳書								
(会社名)株式会社●●種苗								
	1-5-11-1-67		w =	*****	60 <del></del> 111 <del></del>	負担		W + 1+
区分	補助対象	単価	数量	単位	総事業費	国庫補助金		備考∙摘要
1 海外採種地等調査事業	経費	(円)			(千円) 0	(千円)	(千円)	補助率:定額
1 海外採種地等調査事業 (1)海外採種地調査					0	0	0	
(1) 两外体性心测量					0		U	
					0			
					0	0		
					0			
(2)海外採種地栽培適正	試験				0	0	0	
					0	0		
					0			
					0			
					0			
2 国内採種技術等開発・実					0	0	0	
(1)国内採種地等調査事	業				0	0	0	
①国内採種地調査					0	0	0	補助率:定額
					0	0		
						0		
					0	0		
②国内採種地栽培適正	<b>■</b> # # # # # # # # # # # # # # # # # # #				0	0	0	補助率:定額
区国内环性地权坦旭亚	山人河大				0	0	U	冊切牛. 足蝕
					0	0		
					0	0		
					0	0		
(2)国内採種技術開発・第	き証				0	0	0	
①開発・実証等					0	0	0	補助率:定額
					0	0		
					0	0		
					0	0		
					0	0		1-h
②生産資材					0	0		補助率1/2以内
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
(3)国内種子保管技術開	<b>登・宝</b> 証				0	0		補助率:定額
(5) 图图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图	九 大皿				0	0	U	一一  一
					0			
					0	0		
					0			
合 計					0		0	
						※ 国庫補助	金の上限は合	計20,000千円

- (注)・備考・摘要の欄には、案件が分かるよう国・地域等別にご記載ください。
  - ・補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。ただし、交付 決定前着手届を提出した場合は、届を提出した日以降が補助対象となります。
  - 事業の一部を他社に委託する場合は、該当部分の経費を分かるように記載してください。
  - ・謝金等内部規定による単価がある場合は、その単価等が分かる資料を添付してください。

## 団体の概要

(応募者が法人格を有しない任意の団体の場合に作成してください。)

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所(事務局)の所在地
- 3 団体を代表する者の役職名及び氏名
- 4 設立(結成)年月日
- 5 会計年度(月~月)
- 6 構成員の概要

114/942	,,,,,			
名称	名称 所在地		概要	備考
			※事業概要、従業員数、資	
			本金、売上高等について記	
			載	

- 7 設立(結成)目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
  - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
  - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に係る関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
  - (3) その他参考資料